

(1) 一般社団法人広島県卓球協会 加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広島県卓球協会（以下、「本法人」という。）の定款第5条の正会員が属する加盟団体に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟基準)

第2条 正会員が属する加盟できる法人又は団体（以下、「加盟団体」という。）は、別に定める加盟認定基準に合致している団体とする。

(加盟)

第3条 加盟団体は、所定の加盟申請書（様式1号）を本法人代表理事会長（以下、「会長」という。）あてに提出し、理事会の承認を得なければならない。

(加盟団体)

第4条 加盟団体は、広島市、福山市、呉市、東広島市、尾道市、三原市、府中市、竹原市、庄原市、三次市、安芸高田市、大竹市、廿日市市、江田島市、尾道市因島の各地区を統括する15団体及び広島県実業団卓球連盟、中国学生卓球連盟、広島県高体連卓球専門部、広島県中体連卓球専門委員会の4団体とする。

(正会員)

第5条 正会員は、前条の地区毎に広島市8名以内、福山市3名以内、呉市3名以内、東広島市2名以内、その他加盟団体は各1名とする。

2 加盟団体は、前項の正会員の数を上限に正会員の氏名、住所、連絡先を本法人に届けなければならない。ただし、加盟団体の代表者は必ず正会員として届けなければならない。

(会費)

第6条 加盟団体は、毎年本協会が指定する期限までに別に定める規程に基づく会費を納入しなければならない。

2 加盟団体は、脱退し、又は除名処分を受けたとき、既納の会費の返戻を求めすることはできない。

(代表者変更及び脱退)

第7条 加盟団体の代表者が交代したとき、又は加盟団体又は正会員を脱退しようとするときは、所定の代表者変更（様式3号）及び脱退届（様式2号）を会長に提出しなければならない。

(脱退勧告及び除名)

第8条 会長は、加盟団体又は正会員が本加盟団体規程に反するなど加盟又は正会員にふさわしくないと判断した場合に脱退勧告を行うことができ、指定期日までにその勧告どおり是正がされないときは、理事会の承認及び定款第10条の規定に従い除名することができる。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の承認によって変更することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めのない事項は、理事会の承認により別に定める。

附則

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

(2) 一般社団法人広島県卓球協会 加盟団体認定基準

(目的)

第1条 一般社団法人広島県卓球協会（以下、「本法人」という。）の加盟団体規程第2条に基づく加盟認定基準を定める。

(加盟認定基準)

第2条 本協会に加盟する法人及び団体（以下、「加盟団体」という。）は、次の各号の基準をすべて満たしていなければならない。

- ① 加盟団体規程第5条の各地区において、登録会員及び事務を管理統括している団体であること。
- ② 広島県内に主たる事務所を有し、団体の構成員は、同県内に居住し、又は勤務し、又は学籍地を有していること。
- ③ 卓球の普及振興を公益目的としており、政治・宗教及び営利を目的としていない団体であること。
- ④ 規約（規則）を有し、代表者、執行機関、会計、監査の規定が定められていること。
- ⑤ 常に継続的かつ計画的に本法人の目的に沿った事業を実施していること。

(補則)

第3条 この規程に定めのない事項は、理事会の承認により別に定める。

附則

この認定基準は、令和2年10月1日より適用する。

(3) 一般社団法人広島県卓球協会 登録規程

(目的)

第1条 一般社団法人広島県卓球協会（以下、「本法人」という。）の定款第6条第3項（登録会員）に定める登録に関して必要事項を定めることを目的とする。

(登録条件)

第2条 定款第6条第3項の登録会員（以下「登録会員」という。）は、以下の条件を満たし、別に定める登録認定基準に合致している者とする。

- ① 本法人の加盟団体に所属する個人であること。
- ② 広島県内に居住又は勤務又は学籍を有する者であること。
- ③ 登録会員は、公益財団法人日本卓球協会に登録する者であること。

(登録手続)

第3条 登録会員の登録は、公益財団法人日本卓球協会登録システム（JTTA-members）を経由して登録申請を行い、定められた登録料を納付しなければならない。

(期限)

第4条 登録会員の登録の有効期間は、登録完了の日からその年度の末日（3月31日）までとする。

(登録の変更)

第5条 登録した会員情報に変更があるときは、公益財団法人日本卓球協会登録システムを経由して変更の申請を行わなければならない。

(登録料)

第6条 登録会員に登録する者は、別に定める規程に基づく所定の登録料を公益財団法人日本卓球協会登録システムの登録料と合わせて納入しなければならない。

(義務)

第7条 登録会員は、本法人の定款及び諸規程を遵守しなければならない。

(資格失効)

第8条 登録会員は、次の事由により資格を喪失する。

- ① 公益財団法人日本卓球協会登録システムにより脱退申請を承認されたとき。
- ② 所属する支部又は団体が解散したとき。
- ③ 加盟団体又は本法人を脱退したとき。

(除名)

第9条 登録会員が本法人の名誉を傷つけ、登録会員としての義務を果たさなかったとき、その他の登録会員として相応しくない事由があるときは、会長は理事会の承認を経て除名できる。なお、除名される者が希望するときは、その者に弁明の機会を与えなければならない。

(登録料の清算)

第10条 登録会員は、既納の登録料に関して、事由の如何を問わず返戻を求めることはできない。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の承認によって変更することができる。

(補則)

第12条 この規程に定めのない事項は、理事会より別に定める。

附則

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

(4) 一般社団法人広島県卓球協会
会員の入会・退会及び会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広島県卓球協会（以下、「本法人」という。）の定款第2章に定める会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会員種別)

第2条 本法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

① 正会員

本法人の目的に賛同し、第3条第1項の所定の手続きを経て加盟団体として入会した、積極的に運営に参画する法人又は団体（以下、「団体等」という。）から本法人加盟団体規程により選出された者（内1名は団体等の代表者）をいう。

② 賛助会員

本法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した団体等又は個人

③ 登録会員

本法人の目的に賛同し、本法人登録規程に基づく登録申請を行った個人

(入会の手続き)

第3条 団体等は、定款第5条に定める正会員を定款第6条及び本法人加盟団体規程に従い、本法人所定の様式により届け出て、理事会の承認を得なければならない。

2 定款第5条に定める賛助会員になろうとする者は、定款第6条第2項の定めに従い、本法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得なければならない。

3 団体等の代表者を変更した場合は、事務局に速やかに届け出なければならない。

(会費の納入)

第4条 入会を希望する者は、第3条の定める手続きを経て、遅滞なく入会年度の会費を納入しなければならない。

2 事務局は、入会の承認後、入会年度の会費の納入を確認し、入会を希望した者に対し入会通知書を発行する。入会通知書の発行期日をもって会員の資格を生ずるものとする。

(会費の納入方法)

第5条 会費の納入方法は、本法人が指定する金融機関への振込みとし、事務局による手続きが完了後発行される請求書に従い納入する。

2 会費の納入に要する銀行振込み手数料は、入会を希望する者又は会員の負担とする。

(会費)

第6条 定款第7条に定める入会金及び会費は次のとおりとする。

(1) 加盟団体

広島市卓球協会	400,000円	
福山市卓球協会	150,000円	
呉卓球協会	150,000円	
東広島市卓球協会	100,000円	
三原市卓球協会	50,000円	
廿日市市卓球協会	50,000円	
尾道市卓球協会	50,000円	
大竹市卓球協会	50,000円	
竹原市卓球協会	20,000円	
庄原市卓球協会	20,000円	
安芸高田市卓球協会	20,000円	
三次市卓球協会	20,000円	
江田島市卓球協会	20,000円	
尾道市因島卓球連盟	20,000円	
府中市卓球協会	20,000円	
広島県実業団卓球連盟	30,000円	とする。

(2) 賛助会員 (団体)

年会費 一口 30,000円とし、一口以上とする。

(3) 賛助会員 (個人)

年会費 一口 2,000円とし、一口以上とする。

(4) 登録会員

一般 (選手)	1,000円	(広島県実業団卓球連盟を含む)
一般 (役職者)	1,000円	(広島県実業団卓球連盟を含む)
中国学生卓球連盟	100円	
広島県高体連卓球専門部 (選手)	100円	
広島県高体連卓球専門部 (役職者)	1,000円	
広島県中体連卓球専門委員会 (選手)	300円	
広島県中体連卓球専門委員会 (役職者)	1,000円	
小学生以下	300円	とする。

2 本法人の入会金は、設けないものとする。

3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(会費の納入)

第7条 会員の会費の納入は、年1回とし、毎年当該年度の初月に納入しなければならない。

2 新規に会員になろうとする者は、入会手続きの時に納入するものとする。

(年度途中に入会した会員の会費及び会費の納期)

第8条 本法人の事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費は、次のとおりとする。

1 4月1日から6月30日に入会の場合 年額の100分の100

2 7月1日から3月31日に入会の場合 年額の100分の50

(退会)

第9条 定款第8条の定めに従い、会員は、本法人が用意する退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、退会の届出は、退会の1ヶ月以上前に行わなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、時期を問わず退会できるものとする。

(除名)

第10条 除名の手続きは、定款の定めによる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員資格の喪失となる事由は、定款の定めによる。

(会員名簿)

第12条 定款第13条の定めに従い、本法人は、正会員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所を記載した会員名簿を作成し、本法人の主たる事務所に備え置く。

2 名簿の管理については、代表理事会長の責任において事務局がこれを行う。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の承認を経て改定または廃止することができる。

附則

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

(5) 一般社団法人広島県卓球協会 役員選任規程

(目的)

第1条 一般社団法人広島県卓球協会（以下、「本法人」という。）の役員を選任について定めることを目的とする。

(理事候補者の推薦)

第2条 理事候補者は、代表理事会長（以下、「会長」という。）が本法人の運営状況及び加盟団体の意見を参考にして、加盟団体の代表者31名以内を定数とし、理事会の承認を得て推薦する。なお、加盟団体の登録会員数により、広島市8名以内、福山市3名以内、呉市3名以内、東広島市2名以内、その他加盟団体は各1名ずつ推薦する。

2 前項のほか、学識経験者の理事候補者10名以内（前項定数の3分の1以内）を役員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において推薦する。

(選考する役職)

第3条 本法人は、下記の役職を選考委員会により選考する。ただし、会長は代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事は理事から選考しなければならない。

- | | | |
|---|----------|------|
| 2 | 会長（代表理事） | 1名 |
| | 副会長 | 若干名 |
| | 専務理事 | 1名 |
| | 常務理事 | 若干名 |
| | 理事 | 若干名 |
| | 事務局長 | 1名 |
| | 会計 | 1名 |
| | 監事 | 3名以内 |
- 3 会計の任期は理事の任期に従う。
- 4 会長及び副会長は満75歳、専務理事及び常務理事は満70歳を定年とし、年齢を満了した次の任期満了日をもって退任し、将来において退任した役職となる資格を喪失する。
- 5 本法人は、下記の特別職を置く。
- | | | |
|--|--------|-----|
| | 名誉会長 | 1名 |
| | 名誉顧問 | 1名 |
| | 顧問 | 若干名 |
| | 参与 | 若干名 |
| | アドバイザー | 若干名 |

(選考委員会の設置及び構成)

第4条 学識経験者の理事の候補者の推薦にあたり、本法人に選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、会長が招集する。
- 3 選考委員会の構成は、次のとおりとする。
- | | | |
|---|---------|----|
| ① | 会長 | 1名 |
| ② | 副会長 | 1名 |
| ③ | 専務理事 | 1名 |
| ④ | 常務理事・理事 | 4名 |
| ⑤ | 事務局長 | 1名 |
- 4 選考委員会の委員長は、委員の互選で決定する。

(監事候補者の推薦)

第5条 監事候補者は、選考委員会が推薦する。

(専門委員会の設置及び構成)

第6条 定款第3条の事業を実施するにあたり、理事会の承認を経て専門委員会を設けることができる。また、各専門員会は、運営に関する報告を理事会に行うものとする。

2 専門委員会は、以下のとおりとする。

- ① 総務委員会
- ② 競技力向上委員会
- ③ 審判委員会
- ④ レディース委員会
- ⑤ ラージボール委員会
- ⑥ 組合せ委員会
- ⑦ 大会運営委員会

3 各専門委員会の委員（以下、「委員」という。）は、理事会が決定し、各専門委員会の委員長（以下、「委員長」という。）は、各委員会の委員の互選にて決定する。

4 委員長の任期は、原則として理事の任期とし、委員の交代は、委員の意見を聞き、各委員会が必要に応じて随時行う。

5 委員長は、前項の委員の変更があったときは理事会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の承認を経て行うことができる。

附則

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

(6) 一般社団法人広島県卓球協会 役員等の報酬及び費用規程

(目的)

第1条 一般社団法人広島県卓球協会（以下、「本法人」という。）の定款第31条に基づき、役員等の報酬及び費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところとする。

- ① 役員とは、理事、監事、名誉会長、顧問及び参与をいい、役員等とは、役員及び定款役員選任規程に定める各専門委員会に属する委員をいう。
- ② 常勤役員とは、理事のうち本法人の業務に週3日以上（実勤週20時間以上）勤務する者をいう。
- ③ 報酬とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- ④ 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、常勤役員の職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬、の年総額は社員総会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条の報酬の支給日、支給方法及び控除する額等支給に関する詳細は別に定める。

(講師及び原稿執筆謝金)

第5条 役員等が本法人より講習会及び研修会等の講師又は原稿執筆の依頼を受けたときは、理事会が定める講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

(費用)

第6条 本法人は、役員等がその職務を遂行するために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし後記記載のものについては当該の記載のとおりとし、変更するときは理事会の承認を得なければならない。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の承認により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

費用弁償の額

1) 日当

区分	金額	備考
日当(大会・会議半日)	1,000円	4時間未満
日当(準備作業・会議)	2,000円	4時間以上
日当(大会役員・審判員)	3,000円	9時間未満
日当(大会役員・審判員)	4,000円	9時間以上

2) 交通費(広島市内にて開催した場合)

居住地	金額
福山市	9,000円
府中市	9,000円
尾道市因島	9,000円
尾道市	7,500円
三原市	6,000円
江田島市	5,500円
庄原市	5,000円
三次市	4,500円
竹原市	3,000円
大竹市	3,000円
安芸高田市	3,000円
東広島市	3,000円
呉市	2,000円
廿日市市	2,000円
広島市	1,000円

(7) 一般社団法人広島県卓球協会 事務処理規程

(目的)

第1条 一般社団法人広島県卓球協会（以下、「本協会」という。）定款第62条第4項の規定に基づき本法人の事務処理について必要事項を定めることを目的とする。

(事案の決定)

第2条 業務の執行において事務処理の決定は、理事会で決議するものを除き、当該事案の重要性に応じ代表理事会長（以下、「会長」という。）、専務理事、その他理事又は事務局長が行うものとする。ただし、事務局長による決定は、会長の管理下において会長及び理事の補助としてこれを行う。

(決定の代行)

第3条 会長又は担当理事又は事務局長が不在で、当該事案について至急に決定する必要があるときは、以下各号の者がその決定をすることができる。

- ① 会長が不在のときは、専務理事
- ② 専務理事が不在のときは、常務理事
- ③ 事務局長が不在のときは、事務局長があらかじめ指名した職員

2 前項により決定を代行した場合は、代行者は事後速やかに事案に応じて会長、専務理事、担当理事又は事務局長に報告しなければならない。

(公印その他の印)

第4条 本法人の法務局への届出印、金融機関への届出印及び角印は会長の責任において本法人の主たる事務所に厳重に保管しなければならない。

2 会長作成名義による書類の押印事務については次のとおりとし、会長が押印する。ただし、会長は文書内容を掌握しているときは専務理事又は他の理事又は事務局長に押印させることができる。

- ① 法務局届出印 議事録・委任状・契約書その他重要書類
- ② 金融機関届出印 金融機関への提出書類
- ③ 角印 上記①及び②の印鑑を押印する必要のない書類

(文書の処理)

第5条 本法人が收受した文書は、次の手順により処理するものとする。

- ① 日常的文書は、担当職員が收受印を押印し事務局長にて処理する。ただし、事務局長が会長に報告を要すると判断したものについては、会長又は専務理事に提出し、その指示に従い処理する。
- ② 日常的でない文書は、前項ただし書きに従う。
- ③ 郵便物は、前各号に準じて処理する。

(文書の起案)

第6条 起案を要する文書を事務局長が作成したときは、会長の承認を受けなければならない。ただし、日常使用する起案文書についてはこの限りではない。

2 起案した文書は、電子記録等で事務局に保存しなければならない。保存期間は、5年とする。

(収入手続き)

第7条 会長は事務局長をして、本法人定款第3条の事業に伴う収入を得た場合は入金を確認し、明細書を保存し、事務局での収入金は速やかにあらかじめ定めた金融機関の口座に入金して保管しなければならない。なお、必要に応じて送金者に領収書を発行しなければならない。

(返戻の手続き)

第8条 支出の戻し入れをする場合は、前条に準ずる。

(支出指示)

第9条 会長は、支出の指示を行うにあたり、次の事項を調査しなければならない。

- ① 支出の正当性及び支出額の妥当性
- ② 予算額との整合性

(請求書)

第10条 支出は、すべて請求書の提出をもって行うものとする。ただし、性質上請求書の提出が困難なものについてはこの限りではない。

(振込支払)

第11条 事務局長は、支出の指示を受けたときは、次の号に定める手続きにより処理しなければならない。

- ① 金融機関の振込依頼書に必要事項を記載し、振り込みによる支払いをする。
- ② 電子決済システムを利用し、金融機関に振り込みによる支払いをする。
- ③ 前各号いずれの場合も、振込証憑書類を保管しなければならない。

(現金支払)

第12条 前条にかかわらず、振り込みによる支払いができないやむを得ない事由があるときは、領収書と引き換えに現金で支払うことができる。

(概算払)

第13条 本法人の経費として、役員又は会員が立替払いする場合に本法人はその者の申請により、申請額の範囲内でその者に仮払いをすることができるものとする。

- 2 前項の者は、必要な支払い終了後速やかに前項の仮払金額の精算のために証憑書類を添えて、収支精算報告をしなければならない。

(会計帳簿)

第14条 事務局長は、会長又は専務理事の指示に従い次の帳簿を備え収支を管理しなければならない。(電子帳票を含む)

- ① 主要簿 仕訳帳・総勘定元帳
- ② 補助簿 現預金出納帳・その他必要な書類

(証拠書類)

第15条 事務局長は、会長又は専務理事の指示に従い毎月収支証拠書類を編冊し会長又は専務理事及び財務担当理事に報告した後これを保管しなければならない。

- 2 前項の証拠書類は次のとおりとする。
 - ① 収入・支出に関する書類
 - ② 領収書またはこれに代わる書類

- ③ 請求書
- ④ 見積書
- ⑤ その他、収入・支出の原因となった事項を証明する書類

(補則)

第16条 この規程に定めのない事項については、理事会の承認により別に定める。

附則

この規程は、令和2年10月1日より施行する。